

宮代町部活動方針、国と埼玉県との比較

	スポーツ庁	埼玉県	宮代町
活動時間	平日2時間程度 休業日3時間程度	平日2時間程度 休業日3時間程度	平日2時間程度(朝練含む)。休業日及び授業が半日の時は4時間以内(準備片付け時間を含む)
平日の休養日	1日以上	1日以上	原則1日以上(朝練含む)
土日祝休養日	1日以上	1日以上	原則1日以上
週休養日	2日以上	2日以上	
例外・振替	土日活動した場合は休養日を他の日に振り替える	土日活動した場合は休養日を他の日に振り替える	大会参加やコンクール等で週末の土日の2日間活動した場合、大会・コンクール終了後の平日又は休日を休養日として振り替える。
長期休業日の活動と休養日	休養日は学期中に準ずる活動時間は平日2時間程度 休業日3時間程度	休養日は学期中に準ずる活動時間は平日2時間程度 休業日3時間程度	休養日は、学期中の設定に準ずる。 活動時間は4時間(準備片付け時間を含む)程度
その他休養日	ある程度の長期休養日(オフシーズン)を設ける	ある程度の長期休養日(オフシーズン)を設ける	サマーフレッシュウィーク(8月11日～16日)中の最低4日、12月29日～1月3日)は、休養日とする。
活動計画・活動実績について	校長は毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。運動部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、校長に提出。校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。	校長は毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等)を作成し、校長に提出する。校長は、活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。	校長は毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、4月下旬を目安に生徒・保護者に周知するとともに、教育委員会に提出する。顧問は年間活動計画、毎月の活動計画及び活動実績を策定し、校長に提出。校長は確認・指導し、年間活動計画を教育委員会に提出する。顧問は毎月の活動計画を生徒及び保護者に周知する。